

事務連絡
令和8年4月13日

介護サービス事業者 各位

東三河広域連合福祉事業部介護保険課長

令和9年度愛知県介護施設等整備事業費補助金対象事業の事前協議及び
地域密着型サービスの指定について（通知）

日頃より東三河広域連合の介護保険行政に御理解と御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県介護施設等整備事業費補助金を財源とする東三河広域連合の補助対象となる可能性がある令和9年度整備事業については、令和8年6月末までに事前協議が必要となります。

つきましては、下記1に記載の補助事業を希望される場合は、事前協議を行っていただきますようお願いいたします。

また、下記2に掲げる地域密着型サービスの指定については、随時申請を受け付けておりますので、御相談をお願いいたします。

御不明の点等がありましたらお問い合わせください。

記

1 東三河広域連合の補助対象となる可能性がある整備助成事業

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

ウ 看護小規模多機能型居宅介護

エ (介護予防) 認知症対応型通所介護※

オ 施設内保育施設（ただし、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健師施設、介護医療院※、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の介護職員等のための施設に限る。）

※（介護予防）認知症対応型通所介護及び介護医療院は開設準備経費等補助金から除外

(2) 介護職員の宿舎施設整備事業（ただし、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の職員のための施設に限る。）

※東三河広域連合の地域密着型サービスの整備方針は、令和9年3月に策定する第10期介護保険事業計画（計画期間：令和9年4月1日～令和12年3月31日）において確定すること等から、事前協議により補助を受けられることを保証するものではありません。

※補助対象は、一年度内に整備を開始し、完了する計画の事業に限ります。施設の開設及び事業の開始に関しては、整備年度中あるいは整備の翌年度5月1日までを原則とします。

2 通常の手続きにより随時指定申請を受け付ける地域密着型サービス（総量規制なし）

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護
- (5) 地域密着型通所介護（療養通所介護含む。）
- (6) （介護予防）認知症対応型通所介護

3 その他の事業に関する相談について

1に掲げる事業以外で、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（別添）の第3条第1項各号に記載の事業のうち、介護サービス事業に関するものについて、令和9年度以降に事業を計画している場合は、随時御相談ください。

ただし、その他の事業への補助に関しましては、現段階で東三河広域連合において制度化していませんので、事業者のニーズを把握し、今後検討していくものとなります。

【お問い合わせ・事前協議先】

担 当 東三河広域連合介護保険課 指定グループ

電 話 0532-26-8470・8471・8474

F A X 0532-26-8475

メール kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp